

## 富士見市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市のマスコットキャラクター「ふわっぴー」のデザイン（以下「マスコットキャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用できる者)

第2条 マスコットキャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 営利を目的として使用するとき（次条第1項の規定に基づいて申請を行い、承認を得た場合を除く。）。
- (2) 立体物及び動画を製作するとき（次条第2項の規定に基づいて申請を行い、承認を得た場合を除く。）。
- (3) 富士見市及びマスコットキャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (4) 自己のトレードマークやデザインとするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適當であると認められるとき。

### (使用の申請)

第3条 営利を目的としてマスコットキャラクターを使用する場合には、事前にマスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 マスコットキャラクターを用いて立体物及び動画を製作する場合には、営利又は非営利にかかわらず、前項の承認を受けなければならない。

### (使用の決定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、承認・不承認を決定し、マスコットキャラクター使用承認・不承認決定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第5条 マスコットキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること（物件の提出が困難であると認められる場合は当該写真の代用を、前条の承認を要しない場合は完成物件の提出の省略をすることができる。）。
- (2) 使用するマスコットキャラクターは、マスコットキャラクターデザイン素材一覧（以下「デザイン素材」という。）に定めたものとする。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン素材の改変など、応用使用はしないこと（市長が認めた場合は、この限りでない。）。
- (4) マスコットキャラクターには、原則として『富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」』との表記を付すこと。この場合において、第三者に商標と解釈されるおそれのない記載にすること。
- (5) 承認された用途以外に使用しないこと。

（承認内容の変更）

第6条 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、事前にマスコットキャラクター使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコットキャラクター使用変更承認・不承認決定書（様式第4号）をもって行う。

（権利設定の禁止）

第7条 マスコットキャラクターを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 マスコットキャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、請求等を受けた使用者は、直ちにそれに従わなければならない。

2 市長は、マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年5月10日から施行する。